

お薬持参についてのお願い

お子さんの薬は、本来、保護者が登園して与えていただくのですが、やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すために「薬の依頼書」の必要事項を記載していただき、薬に添付して直接保育士に渡して下さい。その際には、下記の注意事項にご協力、宜しくお願いします。

- 1 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園としては対応できません。
- 2 座薬および解熱剤の使用は原則として行いません。
- 3 薬は、お子さんの診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- 4 医師が処方した薬には必ず「投薬依頼書」なお「薬剤情報提供書」がある場合には、薬の確認も含めお借りすることもありますので、保管するようお願いいたします。
- 5 使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
- 6 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんのでご了承ください。
- 7 慢性の病気(気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生省)によって、子どもの主治医また嘱託医の指示書に従うと共に、相互の連携が必要です。
- 8 袋や容器には、必ずお子さんのお名前を記載してください。

